## Ⅲ-② 介護ロボットの活用の促進

社保審一介護給付費分科会 資料抜粋(平成30年1月26日)

○ 特別養護老人ホーム等の夜勤について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に関する評価を設ける。

## 介護老人福祉施設、短期入所生活介護

○ 夜勤職員配置加算について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる 場合について見直しを行う。

## 現行の夜勤職員配置加算の要件

• 夜勤時間帯の夜勤職員数: 夜勤職員の最低基準+<u>1名分の人員を多く配置</u>していること。

## 見守り機器を導入した場合の 夜勤職員配置加算の要件

- 夜勤時間帯の夜勤職員数: 夜勤職員の最低基準+<u>0.9名分の人員を多く配置</u>してい ること。
- 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15% 以上に設置していること。
- <u>施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。</u>